

問題

稟議制^{りんぎせい}について、長所と短所に言及して説明せよ。

解答のポイント

稟議制について、辻説と井上説の両者を挙げておいた方がよい。ただし、教科書に出てくる稟議制の長所／短所は辻説を念頭に置いたものなので、解答例のように「辻説→長所と短所→井上説」とする方が書きやすいだろう。

1. 稟議制の定義

①末端の職員が起案、②「会議」ではなく「回議」で審議、③稟議書には印判を押して承認、④最終的に事案の決定権者まで至る、という特徴を書いておきたい。

2. 長所

①モラルの向上、②関係者一同が意思決定に関与、③記録が残る、④会議がいない、のうち 2 つは書いておきたい。

3. 短所

①リーダーシップが発揮しにくい、②時間がかかる（能率が悪い）、③責任の所在が不明確、のうち 2 つは書いておきたい。

4. 井上説

①辻説のいう稟議制は決定方式の一部に過ぎないこと、②「順次回覧方式」と「持ち回り方式」の違い、に触れておきたい。

解答例

「稟議制」とは、ある事案を担当している末端職員が事案を記載した文書を起案して、上位の席次者による順次回覧と審議修正を経て、彼らの承認と印判が得られた後にこの成案を事案の専決権者にまで上申し、その決裁を得ることで事案を確定させる文書処理方式のことである。稟議制は、辻清明によって初めて体系的に論評された。

稟議制の長所として、①末端職員も意思決定過程に関与できるためにモラルの向上につながる点、②関係者一同が意思決定過程に関与するため、いったん決裁が得られると後からの反対や不満が出にくい点、③起案書が必ず作成されるために意思決定過程の記録が残る、現代官僚制の文書主義の原則と一致する点、④会議を開催する必要がない点等が挙げられる。

一方で短所として、①末端の職員が原案を作成して中間職が審議した後に決定権者が決裁するため、決定権者のリーダーシップが発揮されにくい点、②関係者全員に起案書が回覧されるために決定過程が長くなる点、③決定に関わった者も起案書に印を押した意識しかない場合が多く、責任の所在が不明確になる点等が挙げられる。

辻の論文では、日本の官僚制組織の意思決定のほぼ全てが稟議制で処理されているかのように記述されていた。だが行政官出身の井上誠一は、その豊富な実務経験から辻の事実誤認を指摘した。辻のいう典型的な稟議は、日常

のルーティンワークに関する事案処理で用いられる「順次回覧方式」に該当する。一方で、重要事項は「持ち回り方式」で決裁されるとした。この方式では事実上、主管課が上役の意向を確認することで原案を作成する「垂直調整」と、関係課との会議で意見調整する「水平調整」で意思決定される。持ち回り方式でも稟議はあるが、これは起案文書を関係部局に持ち回って既に承認している該当者から印判をもらう形式上のものである。

井上の指摘は、単純化されていた日本の中央省庁の意思決定に関する知見を更新したものといえる。

以上
(807 字)

TAC 生はココで解けた！

直前期オプション講座『東京都 I 類 B 対策セミナー』の予想問題①とほぼ同一の問題なので、復習していれば解けたはずである。また、専門記述対策レジュメ（政治系）P. 193 に掲載している特別区 I 類の過去問ともほぼ同一の問題であるため、こちらをしっかりと学習していれば解けたはずである。